



令和6年第1回臨時会

御杖村議会会議録

令和 6年 5月13日開会

令和 6年 5月13日閉会

御杖村議会

◎目 次

◎議事日程	－1－
◎本日の会議に付した事件	－1－
◎役職	－2－
◎出席議員(6名)	－2－
◎欠席議員(1名)	－2－
◎会議録署名議員	－2－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－3－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名議員の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告	－4－
◎仮議長の選任を議長に委任する件について	－4－
◎休憩	－5－
◎再会	－5－
◎議長辞職の件について	－5－
◎議選第7号議長の選挙について	－5－
◎議選第1号副議長の選挙について	－6－
◎議選第2号議会運営委員会委員の選任について	－7－
◎議選第3号予算決算員会委員長長の選任について	－7－
◎議選第4号予算決算員会副委員長長の選任について	－8－
◎議選第5号宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について	－8－
◎議選第6号奈良県広域消防組合議会議員の選挙について	－8－
◎承認第3号専決処分の承認を求めることについて (御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について) [上程、説明、質疑、討論、採決]	－9－
◎承認第4号専決処分の承認を求めることについて (御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) [上程、説明、質疑、討論、採決]	－10－
◎承認第5号専決処分の承認を求めることについて (地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について) [上程、説明、質疑、討論、採決]	－11－
◎承認第6号専決処分の承認を求めることについて (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の 特別措置条例の一部を改正する条例の制定について) [上程、説明、質疑、討論、採決]	－12－
◎閉議及び閉会の宣言	－13－
◎議事録署名	－15－

令和6年第1回御杖村議会臨時会

令和6年5月13日(月)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 仮議長の選任を議長に委任する件について
- 第5 議選第1号
副議長の選挙について
- 第6 議選第2号
議会運営委員会委員の選任について
- 第7 議選第3号
予算決算委員会委員長の選任について
- 第8 議選第4号
予算決算委員会副委員長の選任について
- 第9 議選第5号
宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について
- 第10 議選第6号
奈良県広域消防組合議会議員の選挙について
- 第11 承認第3号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第11 承認第3号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第11 承認第3号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について)
- 第11 承認第3号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の
特別措置条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第11 同意第2号〔原案同意〕
御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 仮議長の選任を議長に委任する件について
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追懐日程第2 議選第7号
議長の選挙について

- 第5 議選第1号
副議長の選挙について
- 第6 議選第2号
議会運営委員会委員の選任について
- 第7 議選第3号
予算決算委員会委員長の選任について
- 第8 議選第4号
予算決算委員会副委員長の選任について
- 第9 議選第5号
宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について
- 第10 議選第6号
奈良県広域消防組合議会議員の選挙について
- 第11 承認第3号【原案承認】
専決処分の承認を求めることについて
(御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第11 承認第3号【原案承認】
専決処分の承認を求めることについて
(御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第11 承認第3号【原案承認】
専決処分の承認を求めることについて
(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について)
- 第11 承認第3号【原案承認】
専決処分の承認を求めることについて
(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の
特別措置条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第11 同意第2号【原案同意】
御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎役職

議 長 葛 城 昌 俊 君
仮 議 長 古 川 芳 明 君
新 議 長 山 岡 隆 良 君
新副議長 葛 城 昌 俊 君

◎出席議員(6名)

1 番	福 田 麻 衣 子 君	2 番	寺 前 伊 平 君
4 番	廣 口 芳 弘 君	5 番	葛 城 昌 俊 君
6 番	古 川 芳 明 君	7 番	山 岡 隆 良 君

◎欠席議員(1名)

8 番 松 岡 一 生 君

◎会議録署名議員

1 番	福 田 麻 衣 子 君	2 番	寺 前 伊 平 君
-----	-------------	-----	-----------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
副 村 長	中 嶋 英 樹 君
教 育 長	鈴 木 泰 弘 君
総務課長	今 井 智 君
むらづくり振興課長	片 岡 保 昌 君
産業建設課長	中 村 康 幸 君
住民生活課長	仲 子 雄 史 君
政策推進課長	古 谷 匡 敏 君
保健福祉課長	川 上 隆 二 君
会計管理者	松 本 慶 一 君
教育委員会事務局次長	古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

(午前10時43分 閉会)

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君): 皆さん、おはようございます。令和6年第1回御杖村議会臨時会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、松岡議員より入院治療のため欠席届が出ております。会議に先立ち、令和6年4月16日付けで張間議員より、副議長並びに議員辞職願が提出され、同日地方自治法第108条及び御杖村議会会議規則第98条第3項の規定により許可した旨報告いたします。ただ今の出席議員は6名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和6年第1回御杖村議会臨時会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長(葛城昌俊君): 本日の議事日程は、お手元に配布の日程のとおりと致します。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1番福田麻衣子君、2番寺前伊平君を指名します。

◎会期の決定について

○議長(葛城昌俊君): 次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長(葛城昌俊君): 次に、日程第3、諸般の報告を行います。3月28日に開催されました桜井宇陀広域連合議会臨時会の報告ですが、議事の進行上、報告書の写しを配布させていただいていますので、写しをもって報告に変えさせていただきます。

◎仮議長の選任を議長に委任する件について

○議長(葛城昌俊君): 次に、日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件についてを議題とします。議長職辞職の承認を受けたいので、副議長不在につき地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。この会期中における仮議長に、6番古川芳明君を指名いたします。

◎休憩(午前10時03分)

○議長(葛城昌俊君):ここで、暫時休憩と致します。

(葛城議長から古川仮議長に交代)

◎再会(午前10時06分)

○仮議長(古川芳明君):休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の辞職について

○仮議長(古川芳明君):葛城昌俊議長から議長職の辞職願が提出されました。地方自治法第117条の規定による除斥案件となりますので、葛城議長には退場願っております。お諮り致します。この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として以下の日程を繰り下げ、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(古川芳明君):異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。追加日程第1、議長の辞職についてを議題と致します。議長の辞職は、御杖村議会会議規則第98条第2項の規定により、討論を用いないでその可否を決めることになっております。よって、直ちに採決を行います。お諮り致します。葛城昌俊君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(古川芳明君):異議なしと認めます。よって、葛城昌俊君の議長辞職を許可することに決定しました。葛城昌俊君の入場を許可します。

(5番葛城昌俊君入場自席へ着席)

○仮議長(古川芳明君):葛城昌俊君が議場に戻られましたので、議長の辞職については、許可されましたので、告知いたします。

◎議長の選挙について

○仮議長(古川芳明君):ただいま、議長が欠けました。お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として以下の日程を繰り下げ、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○仮議長(古川芳明君):異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加

日程第2として議題とすることに決定しました。追加日程第2、議選第7号、議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(古川芳明君):異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、私仮議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(古川芳明君):異議なしと認めます。よって、仮議長の私が指名することに決定しました。議長に、7番山岡隆良君を指名します。お諮りします。ただいま、私仮議長が指名しました7番山岡隆良君を議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(古川芳明君):異議なしと認めます。よって、仮議長の私が指名しました7番山岡隆良君が議長に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、7番山岡隆良君に当選の告知をいたします。山岡隆良君。議長就任のご挨拶をお願いいたします。

(山岡隆良新議長議場出入口へ移動)

○新議長(山岡隆良君):ただ今、議員各位皆様方のご賛同を得まして、新しく議長を務めさせていただくことになりました。何分、浅学非才でございますので、わからないことまた十分に議事進行進めるための知識等も豊かではない部分もあって、皆様にいろんな部分でご迷惑を掛ける部分もあるかと思いますが、誠心誠意精一杯勤め上げたいと思いますので、是非とも皆様方のご協力をお願い申し上げたいと思います。また、村長をはじめ、理事者の皆様方にはこの村政発展のために非常に厳しいことを要求するかもしれませんが、これも私の職責を達成するための厳しい要求かと思っておりますので、そういう部分も踏まえた中でやれるべきことを積極的に取り組んでいただいて、村政発展のためにお互い頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で、簡単ですが議長就任のご挨拶とさせていただきます。

(山岡隆良新議長自席へ着席)

○仮議長(古川芳明君):ありがとうございました。それでは、議事進行を山岡議長に交代いたします。山岡議長、議長席にお着き願います。

(古川芳明仮議長降壇)

(山岡隆良新議長登壇)

◎副議長の選挙について

○新議長(山岡隆良君):それでは、これより議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。日程第5、議選第1号、副議長の選挙についてを議題とします。張間議員から副議長職の辞職願が4月16日提出され、議長により同日地方自治法第108条及び御杖村議会会議規則第98条第3項の規定により許可されたことで、副議長が欠けています。よって、副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、私議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、議長の私が指名することに決定しました。副議長に、5番葛城昌俊君を指名します。お諮りします。ただいま、私議長が指名しました5番葛城昌俊君を副議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、議長の私が指名しました5番葛城昌俊君が副議長に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、5番葛城昌俊君に当選の告知をいたします。葛城昌俊君。副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

(葛城昌俊新副議長議場出入口へ移動)

○新副議長(葛城昌俊君):ただ今、議長より指名を受けまして、また新たに副議長に就任させていただきました。先程まで、議長でしたけどこれから副議長として、議長の補佐役になれるよう頑張っていきたいと思いますので、理事者の皆様また議会議員の皆さま、いろいろとご鞭撻のほうよろしく願います。以上で、就任の挨拶とさせていただきます。

(葛城昌俊新副議長自席へ着席)

○新議長(山岡隆良君):ありがとうございました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第6、議選第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。私山岡が、4月24日議会運営委員会委員の辞任願を提出し、御杖村議会委員会条例第10条の規定により許可されていることから、議会運営委員会委員が欠員となっています。よって、議会運営委員会委員の選任を同条例第7条第2項の規定により、私議長が指名させていただきます。議会運営委員会の委員に5番葛城昌俊君を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、5番葛城昌俊君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎予算決算委員会委員長の選任について

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第7、議選第3号、予算決算委員会委員長の選任についてを議題とします。私山岡が、4月24日予算決算委員会委員長の辞任願を提出し、御杖村議会委員会条例第10条の規定により許可されていることから、予算決算委員会委員長が欠けています。よって、予算決算委員会委員長の選任を同条例第7条第2項の規定により、私議長が指名させていただきます。予算決算委員会委員長に2番寺前伊平君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、2番寺前伊平君を予算決算委員会委員長に選任することに決定しました。

◎予算決算委員会副委員長の選任について

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第8、議選第4号、予算決算委員会副委員長の選任についてを議題とします。張間議員から4月16日予算決算委員会副委員長の辞任願が提出され、御杖村議会委員会条例第10条の規定により許可されていることから、予算決算委員会副委員長が欠けています。よって、予算決算委員会副委員長の選任を同条例第7条第2項の規定により、私議長が指名させていただきます。予算決算委員会副委員長に1番福田麻衣子君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、1番福田麻衣子君を予算決算委員会副委員長に選任することに決定しました。

◎宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第9、議選第5号、宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。宇陀衛生一部事務組合議会議員の辞職願を張間議員から4月16日、私山岡より4月24日に提出され、同組合議会議員が2名欠員となっています。よって、宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、私議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、議長の私が指名することに決定しました。宇陀衛生一部事務組合議会議員に、1番福田麻衣子君、2番寺前伊平君を指名します。お諮りします。ただいま、私議長が指名しました1番福田麻衣子君、2番寺前伊平君を宇陀衛生一部事務組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、議長の私が指名しました1番福田麻衣子君、2番寺前伊平君が宇陀衛生一部事務組合議会議員に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、1番福田麻衣子君、2番寺前伊平君に当選の告知をいたします。

◎奈良県広域消防組合議会議員の選挙について

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第10、議選第6号、奈良県広域消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。奈良県広域消防組合規約第6条第1項の規定により、同組合議会議員

は、令和6年6月30日をもって任期満了となります。同組合議会議員においては、同組合規約第5条第1項の規定により、曾爾村及び御杖村から1名となっており、本年7月1日から2年間御杖村から選出することとなっています。よって、奈良県広域消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法を用いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推薦の方法を用いることに決定しました。お諮りします。指名については、私議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、議長の私が指名することに決定しました。奈良県広域消防組合議会議員に、2番寺前伊平君を指名します。お諮りします。ただいま、私議長が指名しました2番寺前伊平君を奈良県広域消防組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、議長の私が指名しました2番寺前伊平君が奈良県広域消防組合議会議員に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、2番寺前伊平君に当選の告知をいたします。

◎専決処分の承認を求めることについて

(御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について)

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第11、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○新議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令、令和6年政令第136号から第138号により、御杖村税条例の一部を早急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものです。同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、住民生活課長がご説明申し上げます。

○新議長(山岡隆良君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):はい、議長。

○新議長(山岡隆良君):仲子課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):専決処分の承認をお願いいたしますのは、御杖村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律及び、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に、それぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、御杖村税条例の一部改正が必要となることから、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会のご承認をお願いするものでございます。主な改正点を説明させていただきます。まず住民税に関する改正についてですが、能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特別措置として、能登半島地震の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることが出来る改正となっております。次に、個人住民税の定額減税の実施についてですが、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものでございます。徴収方法についてですが、給与所得に係る特別徴収の方は、6月分を徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月の11ヶ月でならすことになります。普通徴収の方は、定額減税前の税額をもとに算出された1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分以降の税額から順次控除されることになります。この定額減税は前年所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者が対象となります。次に固定資産税に関する改正についてですが、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきましては、令和6年度評価替えにおいて、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれるところであり、段階的に負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長する改正となっております。そのほか、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しや職権による減免を可能とする規定の追加等の改正となっております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○新議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11、承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○新議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

◎専決処分の承認を求めることについて

(御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第12、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○新議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和6年度税制改正の大綱において国民健康保険税

の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正することとされたため、御杖村国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、住民生活課長がご説明申し上げます。

○新議長(山岡隆良君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):はい、議長。

○新議長(山岡隆良君):仲子課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):専決処分の承認をお願いいたしますのは、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和6年度税制改正の大綱におきまして、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、御杖村国民健康保険税条例の一部改正が必要でございますことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会のご承認をお願いするものでございます。改正内容と致しましては、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準につきましては被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げることとなります。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○新議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12、承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○新議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、御杖村国民健康税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

◎専決処分の承認を求めることについて

(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整理に関する条例の制定について)

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第13、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○新議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文について、条ずれの引用箇所の改正を行うものでございます。早急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○新議長(山岡隆良君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):議長。

○新議長(山岡隆良君):今井課長。

○総務課長(今井智君):承認第5号の改正内容についてご説明申し上げます。御杖村監査委員に関する条例及び御杖村簡易水道事業の設置等に関する条例につきまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定公金事務取扱制度が新設され、既存の職員の賠償責任を引用していた条文が繰り下がり、条ずれが生じるため、引用箇所を改正するものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日からとしています。以上が改正内容となっております。ご審議よろしくお願い致します。

○新議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第13、承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○新議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13、承認第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

◎専決処分の承認を求めることについて

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る

村税の特別措置条例の一部を改正する条例の制定について)

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第14、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○新議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部

改正により改正を行うものでございます。早急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、住民生活課長よりご説明申し上げます。

○新議長(山岡隆良君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):はい、議長。

○新議長(山岡隆良君):仲子課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):専決処分の承認をお願いいたしますのは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置条例の一部改正が必要となることから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。主な改正点を説明させていただきます。村内の製造業や旅館業等、一定の要件を満たした事業の用に供する設備の取得等をした場合、対象設備等に係る固定資産税につきまして、3年間の課税免除の適用を受けることができますが、その設備の取得期限を令和6年3月31日から3年延長し、令和9年3月31日までとする改正でございます。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○新議長(山岡隆良君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14、承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○新議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14、承認第6号専決処分の承認を求めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る村税の特別措置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

◎御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

[上程、説明、採決]

○新議長(山岡隆良君):次に、日程第15、同意第2号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案につきましては、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となりますので、廣口芳弘君の退場を求めます。

(4番廣口芳弘君議場より退場)

○新議長(山岡隆良君):本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○新議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):御杖村監査委員の選任につきましては、地方自治法第195条及び第196条第1項の規定によりまして、監査委員2名のうち1名は議会議員のうちから、議会の同意を得て選任することになっております。今般、議会役員の改選に伴い、新たに監査委員を選任いたしたく思いますので、ご提案するものでございます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○新議長(山岡隆良君):ただいま、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定によって、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○新議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。よって、日程第15、同意第2号については、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○新議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15、同意第2号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。廣口芳弘君の入場を求めます。

(4番廣口芳弘君議場へ入場し自席へ着席)

○新議長(山岡隆良君):廣口芳弘君が議場に戻られましたので、御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しましたので、告知いたします。

◎閉議及び閉会の宣言

○新議長(山岡隆良君):これにて、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和6年第1回御杖村議会臨時会を閉会とします。お疲れ様でした。

(午前10時43分 閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

議 長 葛 城 昌 俊

仮 議 長 古 川 芳 明

新 議 長 山 岡 隆 良

議 員 寺 前 伊 平

議 員 福 田 麻衣子
